

強化プラスチック船の構造接着工法に関する事項

改正規則等

強化プラスチック船規則
強化プラスチック船規則検査要領
船用材料・機器等の承認及び認定要領

改正事項

強化プラスチック船の構造接着工法に関する事項

改正理由

強化プラスチック船における構造部材の船殻への接着については、現行規則において、樹脂液を含浸させたガラス繊維基材の二次積層による接合に対する要件を定めている。

一方、近年の技術開発により、構造用接着剤（長時間大きな荷重が作用しても接着特性の低下が少ない接着剤）が実用化されており、構造用接着剤を用いた工法が構造部材の接着工程における工数の大幅な削減に寄与し、狭小部等の接着における作業環境の改善にも繋がると考えられたことから、構造用接着剤を船体の成形工事に使用したい旨の業界要望が高まっていた。

このような業界要望を受け、本会では、学識経験者、関係団体及び関係検査機関による検討会を開催し、構造用接着剤を用いた強化プラスチック船の建造に関して、材料及び施工方法の観点から必要となる技術的要件を抽出すべく検討を行った。

今般、上記検討会の結果を基に構造用接着剤の承認手順を新たに定め、当該接着剤を強化プラスチック船の成形工事に使用できるよう関連規則を改めた。

改正内容

- (1) 接着の定義を構造用接着剤による接着を含むよう改めた。
- (2) 構造用接着剤を使用する成形工事に関する要件を定めた。
- (3) 構造用接着剤の認定に関し、承認試験及び定期試験時に実施する試験及び合否基準を定めた。
- (4) ガラス繊維基材、積層用樹脂液及びサンドイッチ構造用心材承認時に要求される試験について定期試験の間隔を4年から5年に改めた。